

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年4月16日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部長寿社会課長 山口 義徳

1 業務内容

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和8年度介護の仕事体験事業業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年1月29日（金曜日）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県健康福祉部長寿社会課が指定する場所 |
| (5) 契約上限額 | 21,205千円 |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
＜単独事業者の場合＞

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(6)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県健康福祉部長寿社会課介護人材担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7105

ファックス番号 0952-25-7265

電子メールアドレス kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

(2) 募集方法

佐賀県庁ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 説明会の日時及び場所

- (1) 令和8年4月23日(木)
- (2) オンラインで実施予定
- (3) 参加申込期限

説明会への参加を希望する者は、令和8年4月22日(水)午後5時までに会社名等、担当部署名、参加者氏名、連絡先を明記の上、「3(1)担当課」まで電子メールで申し込むこと。

※説明会の参加の有無は、プロポーザルの参加要件としない。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルの参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、「3(1)担当課」に電子メール、郵送又は持参し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出資料

ア 参加資格確認申請書(様式第2-1号又は2-2号) 1部

イ 共同事業体協定書(様式第2-3号) 1部 ※共同企業体の場合のみ

- ウ 誓約書（様式第3号） 1部
- エ 会社概要（パンフレットで可） 1部
- オ 業務実績書（様式第4号） 1部

(2) 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで

(3) 参加資格の確認結果は、令和8年5月1日（金）までに通知する。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び提案書等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和8年4月30日（木）午後5時までに「3（1）担当課」の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

7 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、「3（1）担当課」に郵送又は持参すること。

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号） 1部
- イ 提案書（任意様式） 9部

【提案書の内容】

- ・仕事体験プログラム
- ・仕事体験イベントの企画・運営・実施方法（会場レイアウト、参加者の体験の流れが分かるような計画案、仕事に応じた対価、参加者が楽しめるような企画等の提案が分かる資料等を含む）
- ・イベント等のPR及び参加者の募集、集客方法（チラシ配布先、広告媒体や回数といった具体的手段を含む）
- ・実施スケジュール
- ・業務実施体制表

- ウ 見積書（任意様式） 9部
- エ 会社概要（パンフレット等） 9部
- オ 類似イベント等で作成したチラシ等（見本） 9部

(2) 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時まで

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 提案書等の取扱

ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 本提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

エ プロポーザル実施者が必要であると判断した場合には、補足資料を求めること

がある。

オ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

8 プレゼンテーションの日時及び場所

日時：令和8年5月18日（月）（予定）

場所：佐賀県庁内会議室等またはオンラインで実施予定

※プレゼンテーションは参加者毎に行う。開始時間及び場所は別途連絡する。

9 結果の通知

令和8年5月22日（金）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

10 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点（総合点の6割）を定める。

11 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀提案者は、企画提案の内容をもとにして、佐賀県長寿社会課と業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において改めて仕様書を作成し、見積書の再提出を求める。
- (2) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (3) 見積決定通知を受けた日から10日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (4) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

12 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行った場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 支払方法

完了払